

社協ってなに？



「社会福祉協議会」の略称。

社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を図ることを目的に設置されている民間組織です。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいます。

地区社協では、地域のことをよく知る町会、民生・児童委員、赤十字奉仕団、青少年地区委員が中心となって地区の特性を活かした活動を行っています。

もっと詳しく>>



『皆さんの身近な相談窓口です』

世田谷区では、まちづくりセンターの管轄地域ごとに全部で29の地区社協で活動が行われています。

経堂地区社協は、暮らしの中にある地域の福祉課題に対して、そこで暮らす方々の地域の「つながり」を活かしながら取り組む住民主体の組織です。

地区事務局では、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンターとの協働による『福祉の相談窓口』を開設しています。



福祉の相談窓口とは？>>



福祉のまちづくりにご協力ください

●社協会費●

社会福祉協議会（社協）の活動は、会員の皆様の会費が役立っています。社協活動の趣旨や目的に賛同してくださる方から支援をいただいています。会費の50%が地区社協の活動費、残りの50%は世田谷区社協全体の活動費に活用されます。

- ◆一般会員：年間 300円以上
- ◆特別会員：年間 5,000円以上
- ◆法人会員：年間 5,000円以上

●地域活動に参加●

地区社協事業をはじめとした様々な活動を通じて、住民同士の顔なじみの関係づくりや支え合いを進めています。また、町会活動やボランティア活動などの身近な地域活動もご紹介しています。

●歳末たすけあい・地域支えあい募金●

支援を必要とする世帯へのお見舞金・支援を必要とする世帯の小中高校の入学祝い金、地域福祉推進のための支えあい活動、子ども食堂等への運営支援金など地域福祉推進活動費として活用されます。

お問い合わせ先

社会福祉協議会 経堂地区事務局



〒156-0051
世田谷区宮坂1-44-29
(経堂まちづくりセンター内)

連絡先
070-3946-9788

FAX番号
03-6733-7904

経堂1～5丁目 宮坂1～3丁目 桜丘1～5丁目 にお住いの皆さんへ



●支えあい●心をつなぐ●合い言葉●

経堂地区社会福祉協議会

令和4年度

経堂地区社協の活動・取り組み

いただいた社協会費や募金は、住民が発見した福祉ニーズやまちの意見に対する取り組みを通して、身近な福祉活動として還元されていきます。ここで活動の一部をご紹介します。

子育て交流会



子育て世代をつなぐために



高齢者の閉じこもり防止のために



イキイキ演芸会



身近な地域のイベント情報を発信しています

経堂地区HP



メルマガ登録



見守りネットワーク



ゆるやかな見守りづくり

街なかステーションきょうDO



情報発信や相談機能を備えた居場所



小中学校で福祉学習



地域環境美化清掃活動



フードドライブ



食を持ち寄る集める届ける

子ども食堂の支援も!

